

JET リユース電池認証に関する手引き

2023年10月23日

一般財団法人 電気安全環境研究所 (JET)

1. 目的・概要

リユース電池認証は、電気自動車 (EV) 等に搭載されたリチウムイオン蓄電池を、定置用蓄電システム等に再利用する際、再利用する蓄電池を対象とした部品認証サービスです。本認証を取得し、部品認証マーク (Reuse) を付したリユース電池は、部品認証マークを付した未使用電池と同様に、蓄電システムに関する S-JET 認証、及び系統連系認証の認証スキームに活用できます。

2. 認証スキーム

従来の未使用電池における部品認証スキームと同様に、下記3-4項に記載した電池に対する基本試験、及び工場調査 (初回) を実施し、適合と判定され認証された場合、リユース電池の部品認証マーク (Reuse) を取得できます。

* 未使用電池の部品認証スキームは[こちら](#)をご参照下さい。

3. 基本試験

電池に対する基本試験は、以下の3種類があり、全て適合する必要があります。

【基本試験1】 (計測器の妥当性確認)

電池の劣化解析を JET に委託する場合は、認証品として出荷するリユース電池と同型番の未使用電池 (3 個)、及び JET が実施する電池劣化解析に必要な特性データを、JET に提供する。JET に於いて、提供された未使用電池について電池劣化解析を行い、提供された特性データと一致することを確認します。

電池の劣化解析を自社で行う場合、基本試験1は実施しませんが、その方法の妥当性について検証させていただきます。

【基本試験2】 (規格適合確認)

- ① JIS C 8715-2 の試験項目について、内部短絡試験、及び類焼試験を除き、リユース電池、又は同型番の未使用電池に対して実施し、本規格適合を確認する。但し、未使用電池が JIS C 8715-2 に適合した認証品である場合、既に実施済みの試験は省略できます。
- ② 最も劣化基準に近いリユース電池に対して、JIS C 8715-2 の類焼試験を実施します。

4. 工場調査

電池劣化解析に必要なデータを取得できる指定されたりユース電池工場について、JET が工場調査を実施し、以下の項目を確認します。

- ① 基本試験2-①を省略する場合は、未使用電池の部品認証マークが付されていること。
- ② 部品認証マークを付していないリユース電池は、未使用電池に要求される JIS C 8715-2 の

試験項目が適切に実施されていること。

- ③ 電池劣化解析に必要な特性データを、適切に取得できる体制が構築されていること。
- ④ 劣化基準の制限値以内であるリユース電池が、適切に識別されていること。

5. 電池の劣化解析方法、及び劣化基準

リユース電池の劣化解析を JET に委託する場合は、充電曲線解析法（Charging Curve Analysis, CCA）等の国際規格 IEC62933-5-3:2023 に記載の方法。参照：発明推進協会公開技報公技番号 2018-500933「安全性診断機能付き蓄電システム」。

電池の劣化基準は、安全性の確保が困難になる限度（熱暴走反応、発火の臨界点）に裕度（マージン）を加味して設定され、下記 ①、②のいずれかの方法を選択して、限度を設定します。

- ① JET が、リユース電池と同型番の未使用電池を試験し、電池の特性データを取得する方法
- ② 未使用電池の製造メーカー等から、電池の特性データの情報を入手する方法

6. 認証の有効期間、及び定期審査の実施

リユース電池の部品認証の有効期間は 1 年間で、認証日から 1 年以内に、工場調査（定期）及び基本試験（拭き取り）を実施して適合する場合、有効期限 1 年を経過した後に入荷したリユース電池も、年単位でリユース認証を継続します。なお、認証日から 1 年以内に入荷がない場合は、入荷時に工場調査（定期）及び基本試験（拭き取り）を実施することで、認証を再継続できます。

7. 認証マーク

電池に付する部分認証マーク（Reuse）は、下記の表記されているマークになり、3.基本試験 2-①の試験実施の有無により、マークが異なります。

- ① 基本試験 2-①の試験を実施する場合



- ② 基本試験 2-①の試験を省略する場合



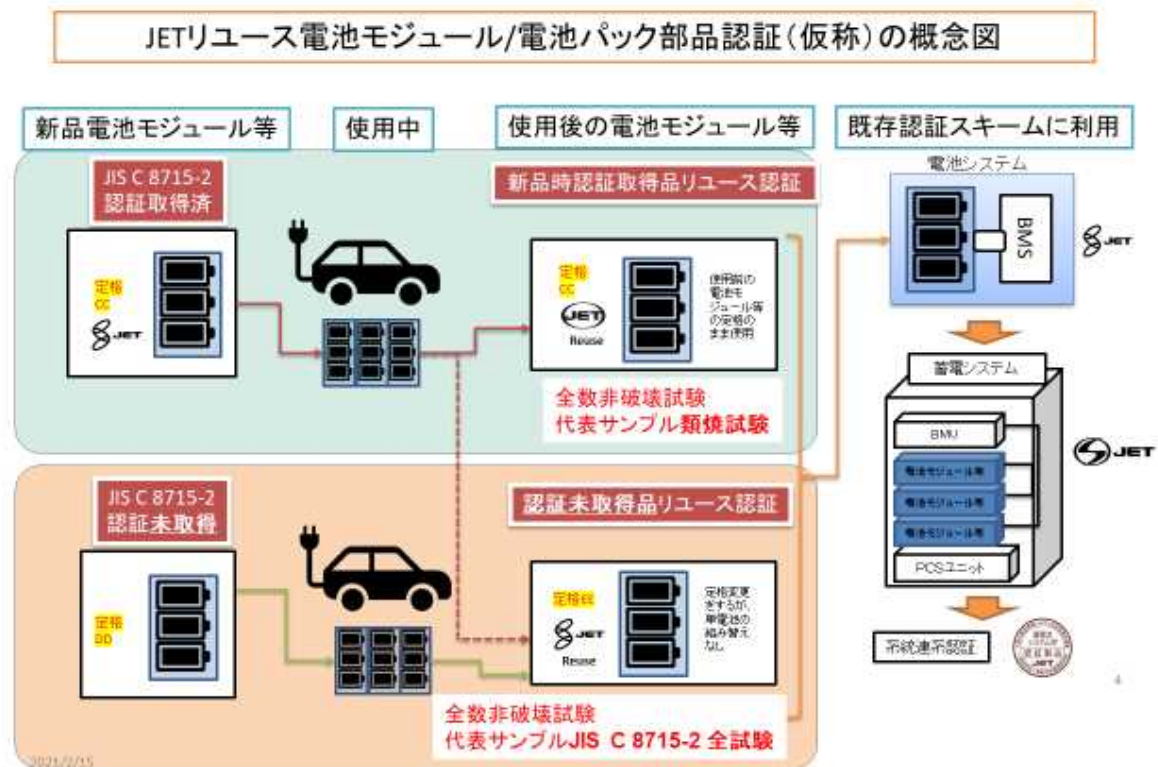
8. その他の認証条件

リユース電池に、以下①、②の事項を、表示する必要があります。

- ① 責任者名（リユース認証取得責任者など）
- ② 未使用電池と異なる別途の識別番号
- ③ 未使用電池の電池寿命（使用期間）が明確な場合、使用期間内であることの記載

9. その他（電気用品安全法）

電気自動車に搭載されるリチウムイオン蓄電池は、電気用品安全法の対象外となりますが、そのリチウムイオン蓄電池を蓄電システムに再利用することで電気用品安全法の対象となる場合、PSE マークがない電池は販売できません。このため、電池の製造事業者又は輸入事業者が、電気用品安全法の義務を履行していない場合は、リユース電池を認証することができません。電気用品安全法の対象品が否か及び届出事業者に関しては、別途、ご相談下さい。



以上